

## 資料編

1 **自殺対策基本法**(平成十八年法律第八十五号)  
施行日： 平成二十八年四月一日（平成二十八年法律第十一号による改正）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた

施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

#### （事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

#### （国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### （自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

#### （関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

#### （名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生

活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一條 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。  
2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
  - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

## 2 自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）（概要）

### 第1 自殺総合対策の基本理念

＜誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す＞

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる。

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等

促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

○自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。

○年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている。

○新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。【新】

○地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する。

### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する。
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む。
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる。
4. 実践と啓発を両輪として推進する。
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する。
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する。【新】

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- |                                 |                         |
|---------------------------------|-------------------------|
| 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する。       | 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ。    |
| 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す。          | 9. 遺された人への支援を充実する。      |
| 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する。     | 10. 民間団体との連携を強化する。      |
| 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る。  | 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する。 |
| 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する。 | 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する。 |
| 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。  | 13. 女性の自殺対策を更に推進する。【新】  |
| 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる。            |                         |

### 第5 自殺対策の数値目標

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

### 第6 推進体制等

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| 1. 国における推進体制         | 3. 施策の評価及び管理 |
| 2. 地域における計画的な自殺対策の推進 | 4. 大綱の見直し    |

## (第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要)

<b>1.地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</b>	<b>7.社会全体の自殺リスクを低下させる(続き)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成</li> <li>■ 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援</li> <li>■ 地域自殺対策推進センターへの支援</li> <li>■ 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関係機関等の連携に必要な情報共有</li> <li>■ 自殺対策に資する居場所づくりの推進</li> <li>■ 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知</li> <li>■ 自殺対策に関する国際協力の推進</li> </ul>
<b>2.国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</b>	<b>8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施</li> <li>■ 児童生徒の自殺対策に資する</li> <li>■ 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備</li> <li>■ 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実</li> <li>■ 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化</li> <li>■ 居場所づくりとの連動による支援</li> <li>■ 家族等の身近な支援者に対する支援</li> <li>■ 学校、職場等での事後対応の促進</li> </ul>
<b>3.自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</b>	<b>9.遺された人への支援を充実する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査・研究・検証・成果活用</li> <li>■ 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動</li> <li>■ コロナ禍における自殺等の調査</li> <li>■ うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 遺族の自助グループ等の運営支援</li> <li>■ 学校、職場等での事後対応の促進</li> <li>■ 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等</li> <li>■ 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上</li> <li>■ 遺児等への支援</li> </ul>
<b>4.自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る</b>	<b>10.民間団体との連携を強化する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進</li> <li>■ 連携調整を担う人材の養成</li> <li>■ かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上</li> <li>■ 教職員に対する普及啓発</li> <li>■ 介護支援専門員等への研修</li> <li>■ ゲートキーパーの養成</li> <li>■ 自殺対策従事者への心のケア</li> <li>■ 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 民間団体の人材育成に対する支援</li> <li>■ 地域における連携体制の確立</li> <li>■ 民間団体の相談事業に対する支援</li> <li>■ 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援</li> </ul>
<b>5.心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</b>	<b>11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進</li> <li>■ 地域における心の健康づくり推進体制の整備</li> <li>■ 学校における心の健康づくり推進体制の整備</li> <li>■ 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ いじめを苦にした子どもの自殺の予防</li> <li>■ 学生・生徒への支援充実</li> <li>■ SOSの出し方に関する教育の推進</li> <li>■ 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実</li> <li>■ 知人等への支援</li> <li>■ 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備</li> </ul>
<b>6.適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</b>	<b>12.勤務問題による自殺</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置</li> <li>■ 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等</li> <li>■ 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備</li> <li>■ うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 長時間労働のは是正</li> <li>■ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進</li> <li>■ ハラスメント防止対策</li> </ul>
<b>7.社会全体の自殺リスクを低下させる</b>	<b>13.女性の自殺対策を更に推進する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化</li> <li>■ ICT（インターネット・SNS等）活用</li> <li>■ インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化</li> <li>■ ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援</li> <li>■ 性的マイノリティの方等に対する支援の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 妊産婦への支援の充実</li> <li>■ コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援</li> <li>■ 困難な問題を抱える女性への支援</li> </ul>

### 3 藤沢市自殺対策協議会設置要綱

#### (目的及び設置)

第1条 自殺の背景には、健康問題、経済、生活問題等多くの社会的要因があることから、様々な分野の関係機関、団体による多角的な検討と総合的な対策の推進を図る必要がある。このため、地域に必要な自殺対策を協議する目的として、藤沢市自殺対策協議会（以下「協議会」という）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 「協議会」は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 「藤沢市自殺対策計画（仮称）」に関すること
- (2) 自殺対策推進のための関係機関及び団体等の情報交換に関すること
- (3) 関係機関・関係団体との連携に関すること
- (4) その他、前条の目的達成のために必要と認められること

#### (組織)

第3条 「協議会」の委員は、20人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) 学識経験者
- (4) 介護保険事業所の代表
- (5) 藤沢商工会議所
- (6) 藤沢市民生委員児童委員協議会の代表
- (7) 警察署
- (8) 神奈川県中央児童相談所
- (9) 藤沢労働基準監督署
- (10) 神奈川県精神保健福祉センター
- (11) 藤沢市社会福祉協議会
- (12) 市立中学校長会の代表
- (13) 藤沢市自殺対策推進会議の代表
- (14) 藤沢市保健所長
- (15) 市民の代表
- (16) 前各号に掲げる者のほか、市長が認めた者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

#### (代表及び副代表)

第5条 「協議会」に、代表及び副代表1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 代表は、会務を総理し、「協議会」を代表する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理

する。

#### (招集)

第6条 「協議会」は、市長の要請に基づき、代表が招集する。

- 2 「協議会」は、原則として年2回開催する。ただし、必要に応じて臨時会を開催することができる。

#### (秘密の保持)

第7条 「協議会」の委員は、会議において知り得た個人の情報については、他に漏らしてはならない。

#### (報酬)

第8条 「協議会」の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第36号）第2条第3項に定めるところによる。ただし掲げる委員のうち、第7号から第14号、及び第16号に規定する委員は、無報酬とする。

- 2 臨時会に関しては、すべての委員は、無報酬とする。

#### (事務局及び庶務)

第9条 「協議会」の事務局は、「藤沢市自殺対策庁内連絡会」の構成課が扱い、庶務は保健所保健予防課において総括し、及び処理する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 4 藤沢市自殺対策協議会委員名簿

任期：2023.7.14～2025.3.31

所属等	委員氏名	役職等
1 藤沢市医師会 (産業医担当理事)	山口 邦彦	山口クリニック 院長
2 藤沢市医師会 (精神科医師)	小木曾 洋三	彩クリニック南藤沢 院長
3 神奈川県弁護士会	海老名 賀	みなと総合法律事務所
4 学識経験者	桑原 寛	医療法人弘徳会 愛光病院 精神科 医（元神奈川県精神保健福祉セン タ一所長）
5 介護保険事業所代表	捧 恵一	社会福祉法人竹生会 芭蕉苑 施設長
6 藤沢商工会議所	川井 裕之	業務管理部長
7 藤沢市民生委員児童委員協議会	大山 瞳子	藤沢市民生委員児童委員協議会 御所見地区会長
8 藤沢警察署	橋本 崇	生活安全課長
9 藤沢北警察署	間瀬 則幸	生活安全課長
10 神奈川県中央児童相談所	山口 有美子	子ども相談課長
11 藤沢労働基準監督署	今井 貴久	副署長
12 神奈川県精神保健福祉センター	石井 利樹	相談課長
13 藤沢市社会福祉協議会	矢野 佳代子	主任
14 市立中学校長会代表	笛原 信吾	藤沢市立滝の沢中学校長
15 藤沢市保健所	阿南 弥生子	藤沢市保健所長
16 市民の代表	森 俊彰	
17 市民の代表	臼井 優子	
18 藤沢市民病院	大槻 正樹	藤沢市民病院 精神科部長

## 5 藤沢市自殺対策推進会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、自殺対策基本法 第2条基本理念にある「自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない」との趣旨を踏まえ、庁内の幅広い分野の関係部局が参画して、本市における自殺対策の横断的な体制を整えることを目的として設置する「藤沢市自殺対策推進会議」(以下「推進会議」という。) の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 「推進会議」は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ふじさわ自殺対策計画に関すること
- (2) 自殺対策に関する各部等の取り組みについての情報交換
- (3) 自殺対策に関する各部の連携について
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要と認める事項について

### (構成)

第3条 「推進会議」は、藤沢市自殺対策庁内連絡会設置要綱第3条に規定する構成課等の長、および保健所長で構成する。

### (代表)

第4条 「推進会議」は、保健所長を代表とする。

### (事務局及び庶務)

第5条 「推進会議」の事務局及び庶務は保健予防課に置き、「推進会議」の招集については事務局が行う。

### 附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 6 藤沢市自殺対策庁内連絡会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、自殺対策基本法に定められている自殺対策の総合的な推進を目的とし、庁内の教育、労働、保健福祉、消費生活、医療等の関係課等の情報交換及び連携を強化するとともに、新たに「藤沢市自殺対策計画」の策定に向けた準備及び計画の推進体制の整備を目的として設置する「藤沢市自殺対策庁内連絡会」(以下、「連絡会」という)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 「連絡会」は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の総合的な推進に関すること
- (2) 「藤沢市自殺対策計画」の素案作成及び策定後の実施に関すること
- (3) 自殺対策に関する各課等の情報交換及び連携に関するこ
- (4) 藤沢市自殺対策協議会の事務局に関するこ
- (5) その他、前条の目的を達成するために「連絡会」が必要とする事項について

### (構成)

第3条 「連絡会」の構成は、次の各号に掲げる課等で構成する。

- (1) 市民自治部 市民相談情報課
- (2) 福祉部 福祉総務課
- (3) 福祉部 介護保険課
- (4) 福祉部 地域共生社会推進室
- (5) 福祉部 障がい者支援課
- (6) 福祉部 高齢者支援課
- (7) 福祉部 生活援護課
- (8) 健康医療部 地域保健課
- (9) 健康医療部 健康づくり課
- (10) 健康医療部 保健予防課
- (11) 子ども青少年部 青少年課
- (12) 子ども青少年部 子ども家庭課
- (13) 子ども青少年部 保育課
- (14) 経済部 産業労働課
- (15) 消防局 救急救命課
- (16) 市民病院 患者総合支援センター 地域医療連携室
- (17) 教育委員会 教育部 教育指導課
- (18) 教育委員会 教育部 学務保健課
- (19) 企画政策部 人権男女共同平和国際課

### (事務局及び庶務)

第4条 「連絡会」の事務局及び庶務は保健予防課に置き、「連絡会」の招集については事務局が行う。

### (「協議会」事務局及び庶務)

第5条 「協議会」の事務局については「連絡会」の構成課が担い、庶務は保健予防課において総括し、及び処理する。

### 附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年5月18日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 7 「ふじさわ自殺対策計画」改定経過

### 改定までの経緯

2019年3月	第1期ふじさわ自殺対策計画策定
2022年2月	藤沢市議会定例会 厚生環境常任委員会にて中間報告
2022年7月	藤沢市自殺対策協議会・庁内連絡会にて改定の意見集約
2023年1月	藤沢市自殺対策協議会・庁内連絡会にて骨子案作成
2023年6月	藤沢市自殺対策庁内連絡会にて改定素案について意見集約
2023年7月	藤沢市自殺対策協議会にて改定素案について意見集約
2023年10月	藤沢市自殺対策推進会議にて改定案検討
2023年11月	政策会議にて改定案報告
2023年12月	藤沢市自殺対策庁内連絡会にて改定案報告
	藤沢市議会定例会厚生環境常任委員会にて改定案報告
2023年12月～2024年1月	パブリックコメント（市民意見公募）実施
2024年1月	藤沢市自殺対策協議会にて改定案最終確認
2024年2月	政策会議にて報告
2024年3月	藤沢市議会定例会厚生環境常任委員会にて報告
	第2期ふじさわ自殺対策計画策定（第1期計画改定）

## 8 パブリックコメント（市民意見公募）の実施概要

### (1) 実施方法

実施主体	藤沢市長
実施期間	2023年（令和5年）12月18日（月）から2024年（令和6年）1月17日（水）まで
周知方法	広報ふじさわに募集記事を掲載 藤沢市ホームページに掲載
配布場所	保健予防課、市役所総合案内、市民相談情報課市政情報コーナー、各市民センター・公民館
対象者	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方およびその他利害関係者
提出方法	所定または任意の用紙に意見と住所、氏名を記載し、保健予防課へ持参、郵送、FAX、藤沢市ホームページ上の専用提出フォームにより受付

### (2) 意見提出数・意見件数

意見提出者数	1人
意見件数	4件

## (3) 提出された意見等の内容と市の考え方について

	意見等の内容	類型化	市の考え方
1	現に孤立している人のみならず、誰にでも自殺のリスクがあることから、全ての人に対してそのことの周知啓発が必要であると思う。	周知啓発に関するもの	「自殺のリスク」について自分事として捉えることは重要であると認識しており、計画本文 24 ページ第3章「4 基本施策（3）市民の気づきを促進」に、「自殺に追い込まれるという危機は“誰にでも起こりえる危機”であり、危機状態のときには誰かに援助を求めることが大切であることを社会全体の共通認識となるように普及啓発を図る」ことについて記載しています。市民全体の共通認識となるよう周知啓発の推進に努めてまいります。
2	自殺の衝動を防ぐ取組が重要であり、また精神疾患に対しての偏見などから医療機関の受診やつらいときには休息を取るなどの適切な対応をためらわないよう、正しい知識や対応方法を普及啓発する必要があると思う。	周知啓発に関するもの	自殺に気持ちが傾いた人の早期発見、早期対応を図るゲートキーパーの養成は重要と考えており、計画本文 23 ページ第3章「4 基本施策（2）自殺対策を支える人材の育成」に人材の育成について記載しています。一人でも多くの市民に精神疾患の正しい知識や理解を広めることが重要と認識しており、受診や休息など適切な対応がとれるよう、幅広く普及啓発活動に取り組みます。
3	スタッフや場所の確保が難しいなどの課題もあると思うが、ゲートキーパー養成だけでなく、相談窓口や地域の縁側事業を拡充し、一人ひとりに対応できる体制づくりができるとよい。様々な機会を利用して市民全体に自殺を防ぐ意識を高める必要があると思う。	相談体制等の充実に関するもの	相談窓口の充実は重要なことと捉えており、計画本文 26 ページ第3章「4 基本施策（4）こころの健康づくりとこころの健康を支援する環境づくりを推進」に、「困難な事態において相談する機会が得られるよう、相談機関の周知・体制整備」の推進について記載しています。また、相談窓口の充実に加えて、孤独・孤立を防ぐ居場所の確保は「生きることの促進要因」につながるものと認識しており、府内関係各課と連携し取組の充実に努めてまいります。
4	就労支援や経済的援助等を実施する関係機関との連携の強化が、自殺に追い込まれる前の早期支援につながると思う。	関係機関との連携に関するもの	様々な関係機関との連携により、総合的に自殺対策が推進されることが大切であるため、計画本文 22 ページ第3章「4 基本施策（1）地域におけるネットワークの強化」に、行政・民間・市民が連携・協働し社会全体として自殺対策を総合的に推進することについて記載しています。就労や経済的支援等につきましても関係機関と連携し重層的な支援に努めてまいります。

## 9 主な相談窓口

	各種相談	問い合わせ
健康等に関する相談	●こころや身体の健康についての相談	◇ふじさわ安心ダイヤル 24 ☎0120-26-0070 ※24 時間 365 日
	●感染症・難病についての相談	◇保健予防課 ☎50-3593 FAX28-2121
こころに関する相談	●精神保健福祉相談 ●もの忘れ相談 ●保健師・福祉職による相談	◇保健予防課 ☎50-3593 FAX28-2121
	●生活の困難やこころの危機を抱えながら誰にも相談できず、悩みを抱えている方の相談	◇こころの電話相談 ☎0120-821-606 ※24 時間 365 日  ◇横浜いのちの電話 ☎045-335-4343 ※24 時間 365 日  ◇いのちの電話 ☎0120-783-556 毎日 16:00~21:00 毎月 10 日 (8:00~翌日 8:00)
自殺未遂者家族の相談	●自殺未遂者・家族のための電話相談	◇まごころホットライン ☎81-9120 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く) ※相談員の携帯電話に転送されます。
大切な人を自死で亡くした方のつどい・相談	●藤沢わかちあいの会	◇保健予防課 ☎50-3593 FAX28-2121
	●自死遺族相談ダイヤル (自死遺族のための電話相談)	◇全国自死遺族総合支援センター <グリーフサポートリンク> ☎03-3261-4350 木曜日 (10:00～19:00) 日曜日 (10:00～17:00) (祝日を除く)
障がいに関する相談	●障がい者及び介護者の相談 障がい福祉サービス、障がい者手帳など	◇障がい者支援課 ☎50-3528 FAX25-7822 障がい者相談支援事業所の問合せは 障がい者支援課へ  ◇地区福祉窓口 (各市民センター・村岡公民館)  ※18歳未満の相談は子ども家庭課 ◇子ども家庭課 ☎50-3569
	●障がい者虐待に関する相談	◇藤沢市障がい者虐待防止センター (障がい者支援課) ☎50-3528 FAX25-7822

## 資料編

高齢者に関する相談	●高齢者本人及び介護者の日常生活に関する困りごと、介護保険サービス、介護予防事業など	◇高齢者支援課 ☎50-3523 FAX50-8412  ◇いきいきサポートセンター (地域包括支援センター) ※各施設への問い合わせは、高齢者支援課へ
	●高齢者虐待に関する相談	◇高齢者虐待専門相談窓口 (高齢者支援課) ☎50-3523 FAX50-8412
生活に関する相談	●多重債務相談 弁護士による相談 1回 30分	◇市民相談情報課消費生活センター ☎50-3568 FAX50-8409 木曜日 13:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)
	●病気や事故・その他の理由による収入減少等により、経済的に生活が困窮したときの相談（生活保護）	◇生活援護課 ☎50-3572 FAX50-8414
	●経済的なこと、仕事のこと、家計の管理がうまくいかない等、生活上の様々な課題を抱える方の相談	◇地域共生社会推進室 「バックアップふじさわ」 ☎50-3533 FAX50-8415 ◇北部福祉総合相談室 (湘南台文化センター内) ☎46-0046 FAX46-0053 ◇藤沢市社会福祉協議会 バックアップふじさわ社協 ☎47-8131 FAX26-6978
	●地域での困りごとの相談 ご近所に心配な方がいる、地域でボランティア活動をはじめたいなどの相談	◇藤沢市社会福祉協議会 コミュニティソーシャルワーカー (C S W) ☎47-8131 FAX26-6978
	●生活福祉資金・福祉資金の貸付	◇藤沢市社会福祉協議会 総務課（福祉資金貸付） ☎50-3525 FAX26-6978
	●高齢者や障がい者などで、自分一人で契約などの判断や金銭管理に不安のある方の相談 (日常生活自立支援事業、成年後見制度、権利擁護に関する相談)	◇藤沢市社会福祉協議会 ふじさわあんしんセンター ☎55-3055 FAX55-3066
仕事に関する相談	●就職活動・職業訓練の受講等に関する相談	◇ハローワーク藤沢 (藤沢公共職業安定所) ☎23-8609 FAX25-4714 月曜日～金曜日 8:30～17:15
	●労働条件・労災保険・職場の安全衛生管理・ハラスメント等の相談	◇藤沢労働基準監督署 ☎23-6753 FAX23-4288 月曜日～金曜日 8:30～17:15

資料編

仕事に関する相談	<p>●労働相談 社会保険労務士による労働条件、社会保険、職場のハラスメント等の問題についての相談</p>	<p>◇市民相談室 火曜日 13:00~16:00 ◇Fプレイス 土曜日 13:00~16:00 ☎50-8222 FAX50-8419 ※予約制(祝日、年末年始、休館日を除く)</p>
	<p>●キャリアコンサルトによる仕事や働き方に悩みを持つ方の相談</p>	<p>◇Fプレイス「働き方相談室」 ☎26-7811 FAX90-4601 ※予約制 水・木・金・日曜日 9:30~17:30</p>
	<p>●自立や就労に不安や困難を抱える若者やその家族・保護者に対する相談・個別支援 ※概ね15~44歳の方が対象</p>	<p>◇ユースサポート・ユースワークふじさわ ☎86-5481 FAX86-5486 火曜日~土曜日 10:00~18:00</p>
子ども・若者に関する相談	<p>●子どもの健康相談 妊娠婦・乳児・就学前の幼児とその保護者を対象とした相談</p>	<p>◇健康づくり課 ☎50-3522 FAX50-0668</p>
	<p>●子育てアドバイザーによる子育ての心配事・悩み事についての相談 ※概ね未就学児の子育て家庭対象</p>	<p>◇子育て企画課 ☎50-3562 FAX50-8428 ◇藤沢子育て支援センター(藤沢保育園内) ☎22-7037 FAX22-7037 月曜日~土曜日 9:00~16:00 ◇湘南台子育て支援センター(湘南台文化センター内) ☎42-5533 FAX42-5539 月曜日~土曜日 8:30~17:00 ◇辻堂子育て支援センター ☎33-2311 FAX33-2332 月曜日~土曜日 8:30~17:00 ◇六会子育て支援センター(六会市民センター内) ☎81-7722 FAX81-7721 月曜日~土曜日 8:30~17:00</p>
	<p>●子ども・子育て・青少年相談 子育ての不安や悩み、子ども本人からの相談</p>	<p>◇子ども家庭課 ☎50-3569 FAX50-8428</p>
	<p>●子どもの発達相談 心身の発達に課題がある、または障がいがあると思われる子どもについての相談 ●障がいのある子どもの相談 ※18歳未満</p>	<p>◇子ども家庭課 ☎50-3569 FAX50-8428</p>
	<p>●子どもの虐待に関する相談 ※18歳未満</p>	<p>◇子ども家庭課 ☎50-3569 FAX50-8428 ◇児童相談所 全国共通ダイヤル ☎ 189 (いちはやく) ※24時間365日</p>

## 資料編

子ども・若者に関する相談	<p>●18歳未満のお子さんに関するさまざまご相談 (子育ての心配や不安、学校に行きたがらない、非行相談、言葉や発達の遅れ等)</p>	<p>◇神奈川県中央児童相談所 ☎84-1600</p> <p>◇子ども・家庭 110番 ☎84-7000</p> <p>◇人権・子どもホットライン(子ども専用) ☎84-1616</p>
	<p>●いじめや体罰、親による虐待など、子どもの人権に関わる相談</p>	<p>◇子どもの人権 110番 ☎0120-007-110 平日 8:30~17:15</p>
	<p>●就学相談 (次年度小学校に入学する子と保護者)</p> <p>●教育相談 (市内在住の小・中学校の児童生徒と保護者)</p>	<p>◇学校教育相談センター ☎50-3550 FAX50-8423 平日 9:00~17:00 土曜日 9:00~12:00 (日・祝日・年末年始を除く)</p>
	<p>●学校の指導に関する相談</p>	<p>◇教育指導課 ☎50-3559 FAX50-8424 平日 8:30~17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)</p>
	<p>●学校のいじめに関する相談</p>	<p>◇いじめ相談ホットライン ☎25-2500 (にこにこまるまる) 平日 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)</p>
	<p>●いじめ相談メール</p>	<p>◇教育委員会 教育指導課 <a href="https://www1.fujisawa-kng.ed.jp/index.cfm/l,1264,8,15,.html">https://www1.fujisawa-kng.ed.jp/index.cfm/l,1264,8,15,.html</a> 「藤沢市いじめ相談メール」で検索してください。</p>
	<p>●いじめ問題やその他の子どものSOS全般 ※概ね3歳~18歳までの方</p>	<p>◇24時間子どもSOSダイヤル ☎0120-0-78310 ※24時間 365日</p>
女性に関する相談	<p>●学習支援 経済的な理由などから、子どもが勉強する環境を確保することが難しい方への相談・支援</p>	<p>◇バックアップふじさわ ☎50-3533 FAX50-8415</p> <p>◇バックアップふじさわ社協 ☎47-8131 FAX26-6978</p>
	<p>●女性のための相談 DV、夫婦や家庭内の困りごとなど</p> <p>●配偶者やパートナーからの暴力、職場におけるセクシャル・ハラスメントなど女性をめぐる様々な人権問題についての相談</p>	<p>◇生活援護課 ☎50-3572 FAX50-8414</p> <p>◇女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 平日 8:30~17:15</p>